

## 8月定例月議会における議案等に対する意見募集

### No. 2 四日市市保育の実施に関する条例の一部改正について（議案第33号）

#### 1 条例改正の背景

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の制定（平成24年8月22日公布）に伴い、四日市市の保育の実施基準を改正するものです。

#### 2 条例改正の内容

##### 保育の実施基準を以下のとおり改正

##### （改正前）

- 保護者が児童を保育することができないと認められる場合（保育に欠ける）
- かつ、同居の親族その他の者が児童を保育することができない場合

[保育に欠ける要件（保護者の状態）]

- ・ 居宅外での労働が常態であること。
- ・ 居宅内で児童と離れて家事以外の労働をすることが常態であること。
- ・ 妊娠中又は出産後間がないこと。
- ・ 疾病若しくは負傷又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- ・ 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- ・ 災害の復旧に当たっていること。

※下線は、変更又は新たに追加された事項

##### （改正後）

- 子どもが家庭において必要な保育を受けることが困難な場合（保育の必要性）

[保育の必要性の要件（保護者の状態）]

- ・ 1月に市長が定める時間以上の労働が常態であること。
- ・ 妊娠中又は出産後間がないこと。
- ・ 疾病若しくは負傷又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- ・ 同居の親族（長期間入院している親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- ・ 災害の復旧に当たっていること。
- ・ 求職活動（起業準備を含む。）を継続的に行っていること。
- ・ 就学（職業訓練等を含む。）していること。
- ・ 児童虐待やDVのおそれがあること。
- ・ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがおり、継続利用が必要であること。

#### 3 施行期日 子ども・子育て支援法の施行の日（平成27年4月1日予定）

# 新制度における保育の実施基準の変更点について

## 1. 保育が困難な対象について

これまで保護者のほか同居の親族等が保育できないことを前提としていましたが、保護者が保育困難であれば、保育の必要性があると認められます。

## 2. 労働時間について（1月あたり）

低年齢児（0．1．2歳）については、120時間～80時間を労働の下限時間としてきたものを、64時間に緩和（現3歳の基準と同じ）

4・5歳については、労働の事実のみで下限時間の設定はなかったものに、48時間の設定を行う。

ただし、現在入所児童については、新基準では要件が無い場合は、新基準は適用せず継続して入所できます。

## 3. 求職活動について

求職活動自体を保育が必要な要件として認めます。（これまでは3歳以上で就労の開始の猶予期間として認めていました）雇用保険の失業給付日数の90日を上限として定めます。

なお、確認方法はハローワークの登録証の写し、求職活動の状況がわかる申立書を想定しています。

## 4. 就学（職業訓練等を含む）について

就学については、就労と同様とみなして対応していたものを、条例上明確に規定します。なお、時間の下限は労働時間と同様に扱う予定です。

## 5. 児童虐待、DVについて

関係機関の情報等をもとに、個別に保育困難な状態かを確認していましたが、児童虐待、DVの事実又はおそれがあれば要件として認定します。

## 6. 育児休業について

3歳児以上で定員に余裕があれば入所できることとしていましたが、既に保育を利用している場合で継続利用の必要性がある場合は要件として認定します。

必要性がある場合とは、次年度に小学校入学を控えている場合など子どもの発達上環境の変化に留意する場合や保護者の健康状態や子どもの発達上の環境の変化が好ましくない場合を想定しています。

## 四日市市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例（案）

四日市市保育の実施に関する条例（昭和62年四日市市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）</u>で定める<u>保育の実施</u>に関し、<u>必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(保育の実施基準)</p> <p>第2条 保育の実施は、<u>法第6条第1項に規定する小学校就学前子ども（以下「小学校就学前子ども」という。）</u>の<u>保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、小学校就学前子どもが家庭において必要な保育を受けることが困難と認められる場合</u>に行うものとする。</p> <p>(1) <u>1月において、市長が別に定める時間以上労働することを常態とすること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>同居の親族（長期間入院等をして<u>いる親族を含む。）</u>を常時介護又は</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定に基づき、保育の実施</u>に関し<u>必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(保育の実施基準)</p> <p>第2条 保育の実施は、<u>児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合</u>に行うものとする。</p> <p>(1) <u>居宅外で労働することを常態として</u>いること。</p> <p>(2) <u>居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をする</u>ことを常態として<u>していること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する</u></p>

看護していること。

(5) (略)

(6) 求職活動（起業の準備を含む。）

を継続的に行っていること。

(7) 次のいずれかに該当すること。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。

イ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。

(8) 次のいずれかに該当すること。

ア 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。

イ 配偶者からの暴力の防止及び被

同居の親族を常時介護していること。

(6) (略)

害者の保護等に関する法律（平成  
13年法律第31号）第1条に規  
定する配偶者からの暴力により小  
学校就学前子どもの保育を行うこ  
とが困難であると認められること  
（アに該当する場合を除く。）。

(9) 育児休業をする場合であって、当  
該保護者の当該育児休業に係る子ど  
も以外の小学校就学前子どもが特定  
教育・保育施設又は特定地域型保育  
事業（以下この号において「特定教  
育・保育施設等」という。）を利用  
しており、当該育児休業の間に当該  
特定教育・保育施設等を引き続き利  
用することが必要であると認められ  
ること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、前  
各号に類するものとして市長が認め  
る事由に該当すること。

(7) 市長が認める前各号に類する状態  
にあること。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の四日市市保育の実施に関する条例第2条第1号又は第2号の規定により保育を受けている児童の保護者については、当該規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（準備行為）

3 この条例による改正後の四日市市保育の実施に関する条例第2条の規定による保育の実施に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。